

# 食品関係の営業許可を受ける方へ

～事前相談から営業開始までの一般的な流れ～ R5.6.1

## 1 事前相談

- 営業施設の許可申請を行うにあたり、事前の相談をお願いしています。  
施設が新築であれば着工の前、貸しテナント等であれば店内改修の前に行うことをお勧めします（来所、電話、FAX、メールなど）。
- 営業の内容（取扱品目、製造方法等）がどの業種に該当するかを判断し、その業種に必要な施設の基準等をご説明します。（施設の建築図面や具体的な取扱い（製造）品目等が決まっていれば、より具体的なお話ができます。）  
※業種ごとに、営業施設の基準が決められています。  
（食品衛生法省令第35条で定める32業種）
- 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の結果書が必要です。  
→検査を保健所で受ける場合は、事前に検査日を確認してください。
- 食品衛生責任者の有資格者が必要になります。  
→有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会の受講日を確認してください。

## 2 営業許可申請書の提出

営業開始予定日（施設完成予定日）の10～15日前を目途に、該当する業種の営業許可申請書を提出、書類審査を受けて下さい。

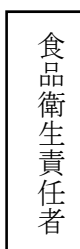
（申請に必要な書類等は、裏面の「営業許可等申請の手引き」を参照してください）

## 3 施設の調査

- 申請書の受理後、施設の確認及び調査を実施します。  
原則として、営業者が立ち合ってください。（調査日時は、申請時に調整します。）
- なお、該当する業種の施設基準に適合していない場合は、許可になりません。  
（不適事項については、改善後に再検査を受けることになります。）

## 4 許可証等の交付

- 施設の調査の結果、特に指摘・改善事項等がなかった場合は、営業許可証を交付します。
- 交付した営業許可証と食品衛生責任者氏名を、施設に掲示して営業を開始して下さい。



【問合せ先】



北海道岩内保健所  
生活衛生課主査（食品保健）  
岩内郡岩内町字清住 252-1  
TEL：0135-62-1537  
FAX：0135-63-0898

# 食品営業許可(新規)申請の手引き (R3.6.1)

## 営業許可申請書の提出について

### 1 申請時に提出が必要な書類等 (各1部)

- 営業許可申請書 (別紙の様式)
- 手数料(北海道収入証紙で納めていただきます。業種により金額が異なります。)
- 営業施設の概要、設備器具調書(別紙の様式)
- 施設の平面図・設備器具の配置図(記載例参照)
- 製造業の場合は、製造工程のフロー図及び表示ラベル(案)
- 食品衛生責任者養成講習会受講誓約書 (別紙の様式)

※申請時に食品衛生責任者の有資格者がいない場合に必要です。

この場合、社団法人 北海道食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会を受講することで、資格の取得ができます(有料講習 別途申し込みが必要。)

#### ■食品衛生責任者養成講習会に関するお問い合わせ及び受講申し込み先■

- ・岩内地方食品衛生協会 TEL 0135-62-6509  
(北海道岩内保健所内) FAX 0135-62-6509

### 2 申請時に確認(提示)が必要な書類

- ・食品衛生責任者の資格要件に該当することを証する書面  
(栄養士・製菓衛生師・調理師免許証、養成講習会修了証等の原本など)
- ・申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- ・水道水以外の水を使用する場合は、化学及び細菌検査成績書(水質検査の結果書)